

【外交・防衛委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された案件は、条約18件及び内閣提出の法律案3件であり、条約18件を承認し、法律案3件を可決した。

また本委員会付託の請願11種類62件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約は、船舶の奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書は、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書は、国際空港における不法な暴力行為等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条2を改正する議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に規定する分担金の算出基準を改めることにより、同条約の円滑な運用を促進するためのものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定、航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定、航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定、及び航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定は、我が国とこれら諸国との間の定期航空業務の開設及び運営のため、権利の相互許与、業務の開始・運営についての手続及び条件、業務を行うことができる路線等について定めるものであり、委員会においては、いずれも全会一致で承認した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定は、本年10月に終了する現行協定に引き続き、原子力の平和的利用における日英協力の法的枠組みを提供し、核物質等の平和的非爆発目的使用、核物質防護措置の実施、核物質等が協定の適用を受けるための要件としての事前通告等を新たに定めるものである。委員会においては、日英原子力協定締結の目的とその意義、使用済核燃料の再処理と放射性廃棄物の取扱い、原子力技術の安全性等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定は、1988年に署名され、19

92年に我が国と米国との間で発効した、「常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定」に代わる新協定であり、ロシアの参加に伴う所要の改正等を行い、新たな国際協力の枠組みを確立しようとするものである。委員会においては、宇宙基地協力に我が国が参加する意義、日本実験棟の開発状況とその経費、宇宙の平和目的利用の確保等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定は、現行の日中漁業協定に代わるものであり、日中両国について平成8年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を確立するため、日中両国の排他的経済水域の全体を協定の適用水域と定め、そのうち相互入会水域における沿岸国による操業許可、暫定措置水域における共同管理、北緯27度以南の水域における操業等について規定するものである。委員会においては、協定締結の意義、協定適用水域の規制措置、わが国200海里水域における外国漁船の操業実態と資源保護、日韓漁業協定の締結等について質疑を行い、全会一致で承認した。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定は、1958年国際連合欧州経済委員会で採択された後、1967年及び1995年に改正されたものであり、自動車、その部品等に関する統一的な技術要件を定めた規則を作成し、同一規則を適用する締約国間で型式認定の相互承認を行うこと等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年3月19日にジュネーヴで改正された1961年12月2日の**植物の新品種の保護に関する国際条約**は、従前の保護条約の内容を基礎として、新たな国際的統一規則により、新品種の育成者権の保護を強化することを主たる目的とするものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定は、国際間の人的交流に伴って発生する公的年金保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、日独間で年金保険制度の適用の調整を行うことを定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

国際民間航空条約の改正に関する1984年5月10日にモントリオールで署名された議定書は、1983年の大韓航空機事件を踏まえ、同様の事件の再発を防止するため、国際法の原則である民間航空機に対する武器の不使用を条約上の義務として明文化するものであり、**国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモントリオールで署名された議定書**は、航空機の国際的なリース等が行われる場合に、条約に基づく航空機登録国の一定の任務及び義務を航空機の運航国に移転できるよう定めるものであり、委員会においては、いずれも全会一致で承認した。

サービスの貿易に関する一般協定の第5議定書は、世界貿易機関の関係加盟国が、金融サービス分野における一層の貿易自由化達成のため、最恵国待遇を基本としつつ、市場アクセスの自由化及び内国民待遇の付与等を約束するものである。委員会においては、金融自由化が途上国に及ぼす影響、損害保険料率の自由化による危険性等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約は、国際商取引に関連して行われる外国公務員に対する贈賄行為を自国の法令の下で犯罪とすること、同行為について一定の範囲で裁判権を設定すること等を定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、アメリカ中西部のコロラド州・デンヴァーに日本国総領事館を新設すること、国名の変更等に伴いユーゴスラヴィア、西サモア、コンゴ及びザイールの各日本国大使館の名称等の変更を行うこと、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の手当額の改定を行うこと等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、統合幕僚会議の機能充実、陸上自衛隊の旅団の創設、海上自衛隊補給本部の新設、任期付研究員制度の導入、外国人教育訓練受託制度の充実、自衛官定数及び即応予備自衛官員数の変更等を行おうとするものであり、委員会においては、改正の目的とねらい、統幕機能充実の必要性とガイドラインとの関係、統合運用の対象範囲、外国人教育訓練の実績、防衛庁と民間との相互技術交流の促進等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案は、国連を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、協力の対象に国際的な選挙監視活動を加え、同活動のための国際平和協力業務の実施及び物資協力を行うことができることとすること、国連難民高等弁務官事務所等の一定の国際機関によって実施される人道的な国際救援活動のための物資協力について、停戦合意が存在しない場合であってもこれを行うことができることとすること、部隊として国際平和協力業務に従事する自衛官等の武器等の使用について、その一層の適正を確保するため、現場に上官が在るときは原則としてその命令によることとすること等を定めるものである。委員会においては、自衛隊の海外における活動と国会の承認、今般PKO協力を改正する理由、上官の命令による武器使用と憲法が禁ずる武力行使との関係、PKO協力には武器を携行しないとの原則の確立、PKF本体業務の凍結解除等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

〔決議〕

6月11日、外交・防衛委員会は、世界的な核廃絶推進の行動を求める決議を行った。

〔国政調査等〕

2月5日、特命全権大使ウズベキスタン国駐筋小畑紘一君、特命全権大使カザフスタン国駐筋三橋秀方君、特命全権大使ハンガリー国駐筋久米邦貞君、特命全権大使フランス国駐筋松浦晃一郎君、特命全権大使ベルギー国駐筋兵藤長雄君、特命全権大使ポーランド国駐筋佐藤俊一君、特命全権大使欧州連合日本政府代表部在勤時野谷敦君及び政府委員から説明を聞いた後、同大使及び政府委員に対し、欧州諸国の政治・経済等の諸問題について質疑を行った。

3月10日、小渕外務大臣及び久間防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

3月12日、参考人アメリカ合衆国元大統領ジミー・カーター君から意見を聴いた後、同

参考人に対し、日米関係とアジアの諸問題について質疑を行った。

3月26日、外交・防衛委員懇談会において、オーストラリア国外務大臣アレクサンダー・ダウナー君から意見を聴いた後、同大臣に対し、日豪関係とアジアの諸問題について質疑を行った。

3月31日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

5月7日、特命全権大使中華人民共和国駐筍谷野作太郎君、特命全権大使クロアチア国駐筍大羽奎介君、特命全権大使ハンガリー国駐筍糠澤和夫君の新任大使3名並びに政府委員の説明及び発言を聴いた後、同大使及び政府委員に対し、外交に関する諸問題について質疑を行った。

5月14日、小淵外務大臣からインドの地下核実験に関し報告を聴取した後、同問題について質疑を行った。

5月19日、バーミンガム・サミット、インドネシア情勢、インドの地下核実験、周辺事態、対人地雷全面禁止条約等の諸問題について質疑を行った。

6月11日、橋本内閣総理大臣から核廃絶について所見を聴取した。また、参考人として大東文化大学国際関係学部教授広瀬崇子君、野村総合研究所研究創発センター主任研究員森本敏君、外務省参与・国連小火器政府専門家グループ議長堂ノ脇光朗君及び広島市立大学広島平和研究所所長明石康君を招致し、意見を聴いた後、核廃絶の諸問題について質疑を行った。

なお、4月7日及び8日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、米軍横須賀基地12号バス延伸工事の汚染土壌処理経費、在ペルー日本大使公邸占拠事件の教訓と公邸跡地の利用計画、周辺事態法案の準備状況とその内容、在日米軍駐留経費、北朝鮮ノドン1号実戦配備報道、ペルー軍兵士日本人学生殺害事件のその後の経過、米軍厚木基地航空ショーの中止要請、国際テロリズム、北朝鮮による拉致疑惑、東ティモールの人権問題、ベトナムに対する円借款、インドネシア情勢と在留邦人の保護、F2支援戦闘機の開発と導入、横田基地騒音訴訟判決、基地周辺住宅の防音対策等の諸問題について質疑を行った。

また、5月7日には陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地を、6月16日には防衛産業に関する実情調査のため、石川島播磨重工業株式会社田無工場及び日本電気株式会社府中事業場を視察した。

(2) 委員会経過

○平成10年2月5日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 欧州諸国の政治・経済等に関する件について時野谷特命全権大使、松浦特命全権大使、兵藤特命全権大使、久米特命全権大使、佐藤特命全権大使、三橋特命全権大使、小畑特命全権大使及び政府委員から説明を聴いた後、三橋特命全権大使、松浦特命全権大

使、時野谷特命全権大使、兵藤特命全権大使、久米特命全権大使、佐藤特命全権大使、小畑特命全権大使及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年3月5日（木）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年3月10日（火）（第3回）

- 外交の基本方針に関する件について小淵外務大臣から、
国の防衛の基本方針に関する件について久間防衛庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第4回）

- 日米関係とアジアに関する件について参考人アメリカ合衆国元大統領ジミー・カーター君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成10年3月26日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)
海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)
大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)
1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)
航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)
航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)
航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)
航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

以上9案件について小淵外務大臣から趣旨説明を聴いた。

(外交・防衛委員懇談会)

- 日豪関係とアジアについてオーストラリア国外務大臣アレクサンダー・ダウナー君から意見を聴いた後、質疑を行った。

○平成10年3月31日（火）（第6回）

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について小渕外務大臣、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

以上9案件について小渕外務大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)を可決し、

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

以上8件についていずれも承認すべきものと議決した。

(閣法第27号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第1号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第2号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第3号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第4号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第11号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第12号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第13号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第14号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし

○平成10年4月7日(火)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成10年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (総理府所管(国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁)及び外務省所管)について小淵外務大臣、久間防衛庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、同大臣、同長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成10年4月8日(水)(第8回)

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (総理府所管(国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁)及び外務省所管)について小淵外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員、外務省当局及び参考人海外経済協力基金総裁西垣昭君に対し質疑を行った。
- 本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月14日（火）（第9回）

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月16日（木）（第10回）

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第24号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二院
反対会派 共産

- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上両件について小淵外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月23日（木）（第11回）

- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上両件について小淵外務大臣、政府委員、科学技術庁及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第5号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二院
反対会派 共産

（閣条第7号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二院
反対会派 共産

- 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について小淵外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月28日（火）（第12回）

- 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について小淵外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第6号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派 なし
欠席会派 二院

○平成10年5月7日（木）（第13回）

- 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年3月19日にジュネーブで改正された1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)(衆議院送付)

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第19号)

以上3件について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 外交に関する件について政府委員から説明を聴いた後、糠澤特命全権大使、谷野特命全権大使、大羽特命全権大使及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年5月12日（火）（第14回）

- 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年3月19日にジュネーブで改正された1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)(衆議院送付)

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第19号)

以上3件について小渕外務大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第10号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院

反対会派 なし

(閣条第15号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院

反対会派 なし

(閣条第19号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院

反対会派 なし

○平成10年5月14日（木）（第15回）

- インドの地下核実験に関する件について小渕外務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

○平成10年5月19日（火）（第16回）

- 国際民間航空条約の改正に関する1984年5月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)(衆議院送付)

国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)(衆議院送付)

以上両件について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- バーミンガム・サミットに関する件、インドネシア情勢に関する件、インドネシア在留邦人の保護に関する件、インドの地下核実験に関する件、核廃絶に関する件、周辺事態に関する件、対人地雷全面禁止条約に関する件等について小渕外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

- サービスの貿易に関する一般協定の第5議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(衆議院送付)

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(衆議院送付)

以上両件について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月21日(木)(第17回)

- 国際民間航空条約の改正に関する1984年5月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)(衆議院送付)

国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)(衆議院送付)

サービスの貿易に関する一般協定の第5議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(衆議院送付)

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(衆議院送付)

以上4件について小渕外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、サービスの貿易に関する一般協定の第5議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(衆議院送付)について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第8号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院

反対会派 なし

(閣条第9号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院

反対会派 なし

(閣条第16号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二院

反対会派 共産

(閣条第17号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院

反対会派 なし

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)について村岡内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月28日(木)(第18回)

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)について村岡内閣官房長官、久間防衛庁長官、小渕外務大臣、政府委員、外務省及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成10年6月2日（火）（第19回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年6月4日（木）（第20回）

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）について村岡内閣官房長官、久間防衛庁長官、小淵外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第90号） 賛成会派 自民、民主、公明、自由、二院
反対会派 社民、共産

○平成10年6月11日（木）（第21回）

- 核廃絶に関する件について橋本内閣総理大臣から発言があった後、以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

大東文化大学国際関係学部教授	広瀬 崇子君
野村総合研究所研究創発センター主任研究員	森本 敏君
外務省参与・国連小火器政府専門家グループ議長	堂ノ脇 光朗君
広島市立大学広島平和研究所所長	明石 康君
- 世界的な核廃絶推進の行動を求める決議を行った。

○平成10年6月18日（木）（第22回）

- 請願第725号外61件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要 旨】

この条約は、1985年（昭和60年）10月に起こったイタリア籍旅客船アキレ・ラウロ号乗っ取り事件を契機として、船舶の奪取、管理、破壊等の海洋航行の安全を損なうおそれのある国際的なテロリズムの防止の必要性が認識され、1988年（昭和63年）3月10日、ローマで開催された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する国際会議」において採択されたものである。この条約は、前文、本文22箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の適用上「船舶」とは海底に恒久的に取り付けられていないすべての型式の船をいう。この条約は、軍艦、航行の用に供されなくなった船舶等には適用しない。
- 2 締約国は、不法かつ故意に行う一定の行為（暴力等を用いて船舶を奪取し又は管理する行為、船舶内の人に対する暴力行為、船舶を破壊し又は船舶若しくは積荷に対しその安全な航行を損なう損害を与える行為、船舶を破壊するような物質等を船舶に置く行為、

海洋航行に関する施設を破壊し又はその運用を著しく妨害する行為、虚偽と知っている情報を通報し、それにより船舶の安全な航行を損なう行為、これらの行為等に関連して人に傷害を与え又は人を殺害する行為等)、その未遂、そのような行為への加担及び、そのような行為を行うとの脅迫を犯罪とする。

- 3 この条約は、船舶が一国の領海の外側の限界等を越えた水域を航行し又は航行する予定である場合等に適用する。これによりこの条約が適用されない場合であっても、犯人又は容疑者が当該国以外の締約国の領域内で発見されたときは、この条約を適用する。
- 4 締約国は、前記2の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 5 締約国は、前記2の犯罪が自国船舶に対し又は自国船舶内で行われる場合、自国領域内で行われる場合及び、自国民により行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 6 締約国は、前記2の犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者により行われる場合、当該犯罪の過程で自国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合及び、当該犯罪が何らかの行為を行うこと等を自国に強要する目的で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、このような裁判権を設定した場合及び、その後廃止した場合には国際海事機関事務局長に通報する。
- 7 締約国は、容疑者が自国領域内に所在し、かつ、裁判権を設定した他のいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 8 犯人又は容疑者が自国領域内に所在する締約国は、状況に応じ、当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため抑留その他の措置をとる。
- 9 締約国（旗国）の船舶の船長は、前記2の犯罪を行ったと信ずるに足る相当な理由がある者を他の締約国（受取国）の当局に引き渡すことができ、受取国は、原則としてこの引渡しを受け入れる。
- 10 犯人又は容疑者が自国領域内で発見された締約国は、当該犯人又は容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 11 前記2の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。
- 12 締約国は、犯罪の状況等に関して有する関係情報を国際海事機関事務局長に提供する。容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を同事務局長に通報する。
- 13 この条約の解釈又は適用に関する紛争は、仲裁に付され又は国際司法裁判所に付託される。

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要 旨】

この議定書は、1985年（昭和60年）10月に起こったイタリア籍旅客船アキレ・ラウロ号乗っ取り事件を契機として作成された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」（以下「条約」という。）の検討過程で、大陸棚等に所在する石油掘削装置等の固定プラットフォームについても、その安全を損なうおそれのある国際的なテロリズムの防

止の必要性が認識されるに至り、検討が進められた結果、1988年（昭和63年）3月10日、ローマで開催された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する国際会議」において条約とともに採択されたものである。この議定書は、前文、本文10箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 大陸棚に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われる後記2の犯罪については、条約の第5条（刑罰）、第7条（犯人又は容疑者の所在の確保）及び第10条から第16条までの規定（犯人又は容疑者を引き渡さない場合の自国当局への事件の付託、引渡犯罪、紛争解決等）を準用する。これによりこの議定書が適用されない場合においても、犯罪が一国の内水又は領海に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われ、かつ、その犯人又は容疑者が当該国以外の締約国の領域内で発見されたときは、この議定書を適用する。
- 2 締約国は、不法かつ故意に行う一定の行為（暴力等を用いて固定プラットフォームを奪取し又は管理する行為、固定プラットフォームにおける人に対する暴力行為、固定プラットフォームを破壊し又はその安全を損なうおそれがある損害を与える行為、固定プラットフォームにこれを破壊するような物質等を置く行為、これらの行為等に関連して人に傷害を与え又は人を殺害する行為等）、その未遂、そのような行為への加担及び、そのような行為を行うとの脅迫を犯罪とする。
- 3 締約国は、前記2の犯罪が自国の大陸棚に所在する固定プラットフォームに対し又は当該固定プラットフォームで行われる場合及び、自国民により行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 4 締約国は、前記2の犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者により行われる場合、当該犯罪の過程で自国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合及び、当該犯罪が何らかの行為を行うこと等を自国に強要する目的で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、このような裁判権を設定した場合及び、その後廃止した場合には国際海事機関事務局長に通報する。
- 5 締約国は、容疑者が自国領域内に所在し、かつ、裁判権を設定した他のいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要 旨】

この議定書は、1985年（昭和60年）12月にローマ及びウィーンの国際空港において発生したテロ事件を契機として、国際空港におけるテロ事件を防止するため、1988年（昭和63年）2月24日、モントリオールで開催された「航空法に関する国際会議」において、「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」（以下「条約」という。）を補足するものとして採択された。この議定書は、前文、本文9箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この議定書は条約を補足し、この議定書の締約国間では、条約及びこの議定書を単一

の文書として一括して読み、かつ解釈するものとする。

2 条約に次の趣旨の規定を加える。

- (1) 何らかの装置、物質又は武器を使用して不法かつ故意に行う一定の行為（国際民間航空に使用される空港（以下「空港」という。）における人に対する暴力行為、空港に係る施設若しくは空港にある業務外の航空機の破壊行為又は空港に係る業務を混乱させる行為であって、空港における安全を損ない又は損なうおそれがあるものに限る。）、その未遂及び、そのような行為への加担を犯罪とする。
- (2) 締約国は、自国領域内に所在する前記(1)の犯罪の容疑者を犯罪行為地となった他の締約国に引き渡さない場合に自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（先議）

【要 旨】

この議定書は、1980年代に入り、大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「委員会」という。）に係る分担金について、開発途上国の滞納問題が顕在化し、委員会の財政事情が悪化したことから、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）に規定する分担金の算出基準を改正することにより、条約の円滑な運用を促進するため、1992年（平成4年）6月5日、マドリッドで開催された条約の締約国の全権委員会議において作成されたものである。この議定書は、前文、本文4箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

1 条約第10条2を次の趣旨に改正する。

- (1) 締約国は、毎年、委員会の会計規則に規定される方式に従って算出された金額を拠出する。
- (2) 委員会は、この方式を採択するに当たり、各締約国について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋のまぐろ類の漁獲量及び、これらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的発展の度合を考慮すべきである。

2 この議定書は、条約の締約国の4分の3による受諾書等のうち最後の文書が国際連合食糧農業機関事務局長に寄託された後90日で、すべての締約国について効力を生ずる。当該4分の3の締約国には、1992年6月5日において国際連合貿易開発会議により先進市場経済国に分類されているすべての締約国（カナダ、フランス、日本、ポルトガル、南アフリカ、スペイン及び米国）を含まなければならない。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要 旨】

我が国と英国との間には、1968年（昭和43年）に原子力の平和的利用における協力のための現行協定が締結されている。現行協定は本年（平成10年）10月に終了するので、引き続き日英間の協力を維持・促進するための枠組みとして、現行協定締結後の核不拡散及び原子力の平和的利用に関する国際的な動向を反映させた新たな協定を締結するため、昨年

より交渉を行った結果、本年2月25日、東京においてこの協定が署名された。この協定は、前文、本文14箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A、B及びCから成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 両国政府は、原子力の平和的非爆発目的利用の促進のため、専門家及び公開情報の交換、資材・核物質・設備の供給・受領、役務の提供等につき協力する。
- 2 資材・核物質・設備の供給・受領を行うに当たっては、我が国については我が国と国際原子力機関（IAEA）との間のフルスコープ保障措置協定、英国については英国、欧州原子力共同体（ユーラトム）及び国際原子力機関の間の保障措置協定がそれぞれ実施されていることを条件とする。
- 3 この協定に基づき移転された資材・核物質・設備・回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用される。
- 4 この協定に基づき移転された核物質・回収され又は副産物として生産された核物質は、各政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。
- 5 この協定に基づき移転された核物質・回収され又は副産物として生産された核物質に関し、適切な防護の措置がとられる。
- 6 この協定に基づき移転された資材・核物質・設備・回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転に際しては、移転先において当該核物質等が平和的非爆発目的にのみ使用される等の保証を得るか又は供給国政府の事前同意を得なければならない。ただし、機微な原子力資機材については供給国政府の事前同意を必要とする。
- 7 両国間で移転される資材・核物質・設備は、供給国政府が移転を文書により事前通告した場合に限り、かつ、受領国政府の管轄に入る時からこの協定の適用を受ける。
- 8 現行原子力協定は、この協定が効力を生ずる日に終了し、現行原子力協定の適用を受けていた資材・核物質・設備は、この協定の適用を受ける。
- 9 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等により解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の要請により、3人の仲裁裁判官で構成する仲裁裁判に付託する。
- 10 この協定は、効力発生後25年間効力を有し、その後は一方の政府による6か月前の文書による終了通告により終了するときまで効力を存続する。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第6号)

【要 旨】

日中漁業関係は、これまで1975年（昭和50年）に締結された現行の日中漁業協定の下で維持されてきている。この協定は、日中両国について1996年（平成8年）に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を日中間に確立するため、累次の協議を経て1997年（平成9年）11月11日に東京において署名された。この協定は、前文、本文14箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及びⅡから成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定の適用水域は両締約国の排他的経済水域全体とする。
- 2 各締約国は、この協定及び自国の関係法令に従い、自国の排他的経済水域において相

手国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

- 3 各締約国は、自国の排他的経済水域において認められる相手国の国民及び漁船の漁獲に関し、漁獲割当量等の操業条件を毎年決定する。この決定は、日中漁業共同委員会における協議の結果を尊重して行われる。
- 4 各締約国は、自国の国民及び漁船が相手国水域において操業する際、この協定の規定及び当該相手国の法令に定める海洋生物資源の保存措置等に従うことを確保するために必要な措置をとる。
- 5 各締約国は、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置等の条件を相手国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、国際法に従い、自国の排他的経済水域において、必要な措置をとることができる。各締約国の権限のある当局は、相手国の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科された罰について、相手国に速やかに通報する。
- 6 協定水域のうちの暫定措置水域（北緯30度40分及び北緯27度の間の日中両国のおおむね距岸52海里の線で囲まれる水域）及び北緯27度以南の東海等一部水域については、前記2から5までの措置（相互入会い措置）は適用されない。
- 7 両締約国は、暫定措置水域において海洋生物資源の適切な保存措置及び量的な管理措置をとる。これらの措置を確保するための取締りは旗国により行われるが、相手国の漁船については注意喚起等を行うことができる。
- 8 各締約国は、自国の国民及び漁船に対し、航行及び操業の安全の確保等のため、指導その他の必要な措置をとる。
- 9 両締約国は、海難等の緊急事態が発生した場合に相互にできる限りの援助及び保護を与える。
- 10 両締約国は、漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力を行う。
- 11 両締約国は、この協定の目的を達成するため、両締約国の政府が任命するそれぞれ2人の委員で構成する日中漁業共同委員会を設置する。
- 12 この協定のいかなる規定も、海洋法に関する諸問題についての両締約国のそれぞれの立場を害するものとみなしてはならない。
- 13 この協定は、発効後5年間効力を有し、6箇月前に文書による予告を与えることにより、最初の5年の期間満了の際又はその後いつでも終了させることができる。

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要 旨】

この協定は、1988年（昭和63年）に署名され、1992年（平成4年）に発効した「常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定」（以下「1988年の協定」という。）に代わる新たな協定であって、ロシアを加えた新たな宇宙基地協力の枠組みを確立することを目的に交渉を行った結果、1998年（平成10年）1月29日にワシントンにおいて、我が国を含む15か国によって署名された。この協定は、前文、本文28箇

条、末文及び附属書から成り、また、この協定に関連して、我が国と米国航空宇宙局（NASA）との間の了解覚書が作成されているが、ロシアの参加に伴う所要の改正等を除いて、おおむね1988年の協定を踏襲したものとなっており、主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、国際法に従って平和的目的のために常時有人の民生用国際宇宙基地（以下「宇宙基地」という。）の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する参加主体（カナダ、一の参加主体として集团的に行動する欧州諸国、日本、ロシア及び米国をいう。）間の長期的な国際協力の枠組みを、真の協力関係を基礎として、確立することを目的とする。
- 2 宇宙基地は、低軌道上の多目的施設であり、すべての参加主体によって提供される飛行要素及び宇宙基地専用の地上要素から成る。各参加主体は、宇宙基地の飛行要素を提供することにより、宇宙基地を利用する一定の権利を取得し、及び宇宙基地の運営に参加する。
- 3 各参加主体は、自己が提供する飛行要素を宇宙物体として登録し、また、自己が登録する要素及び宇宙基地上の自国民に対して管轄権及び管理の権限を保持する。
- 4 各参加主体等は、自己が提供する要素を所有する。要素又は宇宙基地上の装置を参加主体以外の国等に所有させる場合には、他の参加主体の事前の同意を必要とする。
- 5 宇宙基地の運営は、多数者間で行うことを基礎とする。参加主体は、宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を計画し及び調整する運営組織に参加し、これらの運営組織において責任を遂行する。
- 6 宇宙基地の利用要素を提供する参加主体は、原則として、その要素の利用権を保持するが、宇宙基地の基盤要素から得られる資源を提供する参加主体は、引換えに、特定の利用要素の利用権の一定割合を得る。
- 7 各参加主体は、この協定の目的等に合致するいかなる目的のためにも、自己の配分を利用し及びその利用者を選択することができる。ただし、企図されている利用が平和的目的のためのものであるかないかについては、要素を提供している参加主体が決定すること等を条件とする。
- 8 各参加主体は、衡平な分配に基づき宇宙基地搭乗員を提供する権利を有する。
- 9 各参加主体は、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすための経費を負担する。各参加主体の資金上の義務は、自己の予算手続及び利用可能な予算に従う。
- 10 参加国（ここでは、その協力機関を含む。）は、宇宙基地協力活動から生ずる損害についての責任に関する請求であって他の参加国、他の参加国の関係者等に対するもの（一定の場合を除く。）を相互に放棄する。
- 11 知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素上の活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす。
- 12 参加国は、いずれかの飛行要素上の人員であって自国民である者について刑事裁判権を行使することができる。
- 13 この協定は、日本、ロシア及び米国の批准書、受諾書又は承認書のうち最後の文書が寄託された日に効力を生ずる。
- 14 宇宙基地の主な要素として、①米国は居住棟、実験棟等、②ロシアはサービス棟、実験棟等、③日本は日本実験棟等、④欧州諸国は欧州与圧実験室等、⑤カナダは移動型サ

ービス施設、特殊目的精密マニピュレーター等を提供する。

国際民間航空条約の改正に関する1984年5月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

【要 旨】

この議定書は、1983年（昭和58年）に大韓航空機が撃墜された事件を踏まえ、同様の事件の再発を防止するため、国際法の原則である民間航空機に対する武器の不使用を国際民間航空条約（以下「シカゴ条約」という。）上の義務として明文化しようとするもので、1984年（昭和59年）4月24日から5月10日までモントリオールで開催された国際民間航空機関の臨時総会において作成された。この議定書は、前文、本文4文及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、民間航空機に対して武器の使用に訴えることを差し控えなければならないこと及び要撃の場合においても人命を脅かしてはならないことを承認する。
- 2 締約国は、各国がその領空を許可なく飛行する民間航空機又はシカゴ条約の目的と両立しない目的でその領空を飛行する民間航空機に対して着陸要求権等を有することを承認する。また、締約国は、民間航空機に対する要撃についての国内規則を公表することに同意する。
- 3 締約国は、自国の民間航空機を前記の着陸命令等に従わせるために必要な国内法令を定め、その違反に対して重い制裁を課することができるようにする。
- 4 締約国は、自国の民間航空機がシカゴ条約の目的と両立しない目的のために意図的に使用されることを禁止するために適当な措置をとる。
- 5 この議定書は、102番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

【要 旨】

この議定書は、航空機の国際的なリース等が行われる場合に、航空機の登録を受けた国（登録国）が国際民間航空条約（以下「シカゴ条約」という。）に基づいて負っている一定の任務及び義務を、航空機を実際に運航する航空企業等（運航者）の所在する国（運航国）に移転することを可能とするよう同条約を改正しようとするもので、1980年（昭和55年）9月16日から10月6日までモントリオールで開催された国際民間航空機関第23回総会において作成された。この議定書は、前文、本文3文及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国において登録された航空機が他の締約国の運航者によってリース、チャーター、引継運航等に従って運航される場合、登録国は、運航国との間の協定により、シカゴ条約上の航空規則、航空機の無線装備、耐空証明書及び航空従事者の免状に係る登録国の任務及び義務の全部又は一部を運航国に移転することができる。登録国は、移転された任務及び義務についてその責任を免れる。
- 2 前記にいう移転は、シカゴ条約の規定に従って国際民間航空機関の理事会に登録され

及び公表されるまで他の締約国について、又は前記にいう協定のいずれかの当事国が他の関係締約国の当局に直接通告するまで当該他の関係締約国について、効力を生じない。

3 前記1及び2は、シカゴ条約第77条（共同運営組織の許可）の規定の適用を受ける場合についても、適用する。

4 この議定書は、98番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要 旨】

この協定は、貿易の促進に資するとの見地から、各国における車両、その部品等の型式認定についての国際的に統一された要件を定め、型式認定の相互承認を実現するため、1958年（昭和33年）に国際連合の欧州経済委員会において採択され、その後、1967年（昭和42年）及び1995年（平成7年）に改正が行われた。この協定は、前文、本文15箇条及び2の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、附属書1に定める手続規則に従ってすべての締約国で構成する運営委員会において、規則を作成し、作成された規則は、国際連合事務総長による締約国への通報の後6箇月以内に、通報時の締約国の3分の1を超える締約国が異議を通告しない限り、採択される。
- 2 採択された規則は、異議を通告しなかったすべての締約国について規則で定める日に効力を生ずる。
- 3 規則を適用している締約国は、自国が技術的能力を有すること及び附属書2の規定に従い製造の適合性を確保するための措置に満足することを条件として、規則に定める車両、その部品等の型式認定及び認定証の交付を行う。
- 4 1の締約国が規則に基づく型式認定を行った車両、その部品等は、当該規則を適用しているすべての締約国の法令に適合するものと認める。
- 5 不適合の通報を受領した締約国は、該当する製造者の製品を認定された型式に適合させるために必要な措置をとる。
- 6 締約国は、適合していない車両、その部品等の自国内での販売及び使用を禁止することができる。
- 7 この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によって解決し、交渉によって解決されない紛争は、紛争当事国であるいずれかの締約国の要請がある場合には、仲裁に付する。
- 8 附属書1は、規則案及び規則の改正案の作成の手続等について規定し、附属書2は、認定された型式と製品との製造の適合性について規定する。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第11号) (先議)

【要 旨】

我が国とカタルとの間の定期航空路開設については、従来よりカタル側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1998年(平成10年)3月4日にドーハにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とカタルとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線(以下「特定路線」という。)において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を輸送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開設するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点—東南アジア地域内の2地点—インド亜大陸内の2地点—湾岸諸国内の地点—以遠の地点」、カタル側は「湾岸諸国内の地点—インド亜大陸内の2地点—東南アジア地域内の2地点—大阪」とする。
- 9 この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文及びガルフ航空運航に関するカタルのこの協定上の責任を確認する公文が交換されている。

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第12号) (先議)

【要 旨】

我が国とオマーンとの間の定期航空路開設については、従来よりオマーン側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1998年(平成10年)2月24日にマスカットにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とオマーンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営

を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を輸送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開設するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点—東南アジア地域内の2地点—インド亜大陸内の2地点—湾岸諸国内の地点—以遠の地点」、オマーン側は「湾岸諸国内の地点—インド亜大陸内の2地点—東南アジア地域内の2地点—大阪」とする。
- 9 この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文及びガルフ航空運航に関するオマーンのこの協定上の責任を確認する公文が交換されている。

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求め るの件（閣条第13号）（先議）

【要 旨】

我が国とアラブ首長国連邦との間の定期航空路開設については、従来よりアラブ首長国連邦側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1998年（平成10年）3月3日にアブ・ダビーにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とアラブ首長国連邦との間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地

点との間の貨客を輸送することができる。

- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開設するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点—東南アジア地域内の2地点—インド亜大陸内の2地点—湾岸諸国内の地点—以遠の地点」、アラブ首長国連邦側は「湾岸諸国内の地点—インド亜大陸内の2地点—東南アジア地域内の2地点—大阪」とする。
- 9 この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文及びガルフ航空運航に関するアラブ首長国連邦のこの協定上の責任を確認する公文が交換されている。

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（先議）

【要 旨】

我が国とバハレーンとの間の定期航空路開設については、従来よりバハレーン側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1998年（平成10年）3月4日にマナーマにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とバハレーンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を輸送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開設するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。

- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点—東南アジア地域内の2地点—インド亜大陸内の2地点—湾岸諸国内の地点—以遠の地点」、バハレーン側は「湾岸諸国内の地点—インド亜大陸内の2地点—東南アジア地域内の2地点—大阪」とする。
- 9 この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文及びガルフ航空運航に関するバハレーンのこの協定上の責任を確認する公文が交換されている。

1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年3月19日にジュネーブで改正された1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第15号)

【要 旨】

この条約は、1972年の議定書によって改正された1961年の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「1961年・1972年の条約」という。）、右条約をもとに1978年に新たに作成された条約（以下「1978年の条約」という。我が国は1982年（昭和57年）に本条約を締結した。）の内容を基礎として、植物の新品種の育成者の権利について、新たな国際的統一規則によりその保護を強化することを主たる目的として、1991年（平成3年）3月、ジュネーブで作成されたものである。この条約は本文42箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、品種を育成し又は品種を発見しかつ完成させた者等（育成者）に、この条約に定める育成者の権利（育成者権）を与え、これを保護する。
- 2 締約国は、この条約によって拘束されることとなる日から、1961年・1972年の条約又は1978年の条約によって既に拘束されている場合は5年の期間の満了時まで、いずれの条約によっても拘束されていない場合は10年の期間の満了時まで、すべての植物の種類を保護する。
- 3 締約国の国民等は、育成者権の付与及び保護に関し、他の締約国の領域において、内国民待遇を与えられる。
- 4 育成者権は、新規性、区別性、均一性及び安定性の要件を満たしている品種について与えられる。
- 5 育成者は、育成者権の最初の出願をする当局の属する締約国を自由に選択することができる。
- 6 いずれかの締約国において正規に品種の保護の出願をした育成者は、他の締約国における出願に関し、12箇月の期間、優先権を有する。
- 7 締約国は、育成者権の付与のための出願の時又は出願の公表の時から育成者権の付与までの期間、育成者の利益を保護するための措置（仮保護）をとる。

- 8 保護される品種の種苗に関し、生産又は再生産、増殖のための調整、販売の申出、販売その他の商業目的による譲渡、輸出、輸入及びこれらの行為を目的とする保管の各行為には、育成者の許諾を必要とする。
- 9 保護される品種に関する育成者権は、保護される品種に本質的に由来する品種、保護される品種から明確に区別されない品種及び保護される品種を反復して使用することが生産に必要な品種に対しても及ぶ。
- 10 育成者権は、私的にかつ非商業目的で行われる行為、試験目的で行われる行為及び新品種を育成する目的で行われる行為には及ばない。
- 11 締約国は、合理的な範囲内で、農業者が、保護される品種を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようにするために育成者権を制限することができる。
- 12 締約国は、公共の利益のために必要である場合を除くほか、育成者権の自由な行使の制限を行ってはならない。
- 13 育成者権の保護の期間は、育成者権の付与の日から20年未満であってはならず、樹木及びぶどうについては25年未満であってはならない。
- 14 品種には、その固有性を示すための一の名称を付する。
- 15 締約国は、育成者権に関し、保護の条件が満たされていなかったことが判明した場合には無効とし、保護の条件が満たされなくなったことが判明した場合には取り消すことができる。
- 16 1961年の条約によって設立され1972年の議定書、1978年の条約及びこの条約において更に規定する植物の新品種の保護のための同盟（以下「同盟」という。）は法人格を有し、締約国は同盟国となる。同盟の常設機関は理事会及び事務局とする。
- 17 同盟の経費は、国である同盟国の年次分担金等をもって支弁する。
- 18 この条約は、1961年・1972年の条約又は1978年の条約の3の締約国を含む5の国の批准書等が寄託された後1箇月で効力を生じ、その後はいずれの国も、1978年の条約に加入することはできない。

サービスの貿易に関する一般協定の第5議定書の締結について承認を求めるの件
(閣条第16号)

【要 旨】

この議定書は、世界貿易機関（以下「WTO」という。）設立協定の附属書として作成された「サービスの貿易に関する一般協定」が対象とする金融サービス分野について、1995年（平成7年）10月6日に作成された「サービスの貿易に関する一般協定の第2議定書」の発効後、一層高い水準の自由化達成を目的とする交渉が1997年（平成9年）12月12日に妥結したことを受けて、1998年（平成10年）2月27日に作成されたものである。

この議定書は、前文、本文、末文並びにWTOの関係加盟国の約束表（市場アクセス、内国民待遇等に関する特定の約束に係る表）及び免除表（最恵国待遇義務の免除に係る表）から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この議定書に附属する金融サービスに関する関係加盟国の約束表又は免除表は、この議定書が効力を生ずる時に、当該関係加盟国の約束表又は免除表の金融サービスに関する

る部分に代わるものとする。

- 2 この議定書は、1999年（平成11年）1月29日まで関係加盟国の受諾のために開放しておく。
- 3 この議定書は、すべての関係加盟国が受諾した日の後30日目の日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が1999年（平成11年）1月30日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこれを受諾した関係加盟国は、その後30日以内にその効力発生に関する決定を行うことができる。
- 4 この議定書に附属する日本国の約束表の主たる内容は、次のとおりである。
 - (1) 保険分野においては、関係加盟国の保険サービス提供者に対して、一定の制限（内航海運に使用される日本国籍の船舶及び国内運送貨物に係る越境保険取引の禁止、越境保険取引の仲介の禁止等）を除くほか、市場アクセス、内国民待遇等を認める。
 - (2) 銀行・証券分野においては、関係加盟国の金融・証券サービス提供者に対して、一定の制限（投資一任契約に係るサービスの越境取引の禁止、投資信託の委託サービスの拠点設置に係る現地法人設立の義務づけ等）を除くほか、市場アクセス、内国民待遇等を認める。なお、我が国は免除表を提出しておらず、すべての金融サービス分野において最恵国待遇の義務を負うこととなる。

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

【要 旨】

この条約は、国際商取引に関連して行われる外国公務員に対する贈賄行為が公正な競争を阻害しているとの問題意識の高まりから、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）における議論等を踏まえ、1997年（平成9年）11月21日に採択され、同年12月17日に、我が国を含む33箇国が署名したものである。この条約は、前文、本文17箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、ある者が故意に、国際商取引において商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、外国公務員に対し、当該外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員又は第三者のために金銭上又はその他の不当な利益を申し出、約束し又は供与することを、自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとる。
- 2 締約国は、自国の法的原則に従って、外国公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。
- 3 締約国は、外国公務員に対する贈賄について、効果的で、均等がとれたかつ抑止力のある刑罰を科し、また、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益（又は収益に相当する価値を有する財産）を押収し若しくは没収し又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる。
- 4 締約国は、自国領域内において外国公務員に対する贈賄が行われた場合においてこの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。また、国外において自国の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、同一の原則

により、外国公務員に対する贈賄についても国外において自国の国民によって行われた場合に自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- 5 資金洗浄に係る法制の適用において自国の公務員に関する贈賄又は収賄を前提犯罪としている締約国は、外国公務員に対する贈賄についても、その行われた場所にかかわらず、同一の条件で資金洗浄に係る法制を適用する。
- 6 締約国は、自国の法令の範囲内で、一定の企業が、外国公務員に対して贈賄を行い又はその贈賄を隠蔽することを目的として、帳簿外取引等を実施し、架空の支出を記載し、不正な書類を使用することを禁止するために必要な措置をとり、また、企業の帳簿、財務諸表等における欠落又は虚偽の記載に関し、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある罰則を定める。
- 7 締約国は、国内法、関連する条約等に基づき最大限に可能な範囲で、捜査、刑事手続及び刑事手続以外の手続について、迅速かつ効果的な法律上の援助を他の締約国に与える。
- 8 外国公務員に対する贈賄に関して行われる犯罪人引渡しの請求を当該者が自国の国民であることのみを理由として拒否した締約国は、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 9 締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。締約国は、締約国がコンセンサス方式により別段の決定を行わない限り、事後措置の計画の費用を、OECDの国際商取引における贈賄に関する作業部会（又はその役割を継承するもの）に適用される規則に従って負担する。
- 10 この条約は、OECD加盟国のうち最大の輸出額を有する10箇国のうちの5箇国であって、その輸出額の総計がこれらの10箇国の輸出額の総計の少なくとも60%を占めるものが受諾書等を寄託した日の後60日目の日に効力を生ずる。また、1998年（平成10年）12月31日までに、この条約が効力を生じない場合には、受諾書等を寄託した国は、この条約の効力が生ずることを受け入れる用意がある旨を寄託者に対し書面によって宣言することができ、少なくとも2箇国がそのような宣言書を寄託した日の後60日目の日にこれらの国について、この条約は効力を生ずる。なお、この条約の効力発生要件に係るOECD加盟国の輸出統計は附属書に掲げられている。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）（先議）

【要 旨】

この協定は、我が国とドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）との間で、両国間の人的交流に伴って発生する両国の公的年金保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを主たる目的とするものであって、従来からのドイツ側との協議等を踏まえ、1998年（平成10年）4月20日に東京で署名されたものである。この種の協定は、主要先進国の間では近年一般的に締結されるようになってきているが、我が国が締結するのは今回が初めてである。この協定は、前文、本文25箇条、末文及び、この協定の不可分の一部を成す議定書から成っているほか、この協定と併せてこの協定の実施のための細目を定めた実施取極が作成されており、それらの主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金、私立学校教職員共済年金及び農林漁業団体職員共済年金に、ドイツについては、法定年金保険、製鉄従業者付加保険及び農業者老齢保障に適用する。
- 2 この協定は、いずれかの締約国の国民等に適用する。
- 3 いずれかの締約国の国民等であって、いずれかの締約国の領域内に通常居住するものは、一方の締約国の法令の適用に当たり当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。
- 4 一方の締約国の法令による給付は、両締約国の領域外の地域に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、当該地域に通常居住する当該一方の締約国の国民に対する場合と同一の条件で行う。
- 5 一方の締約国の領域内において就労する者の年金保険制度への強制加入については、当該一方の締約国の法令のみを適用することを原則とするが、一時的に派遣（原則5年以内）される被用者等の場合には派遣元国の法令のみを適用するとともに、これに該当しない場合でも申請により一方の締約国の法令の適用があることを条件として他方の締約国の法令の適用を免除する。
- 6 一方の締約国の年金給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を確立するために必要とされる資格期間（注・老齢年金の場合、原則として、我が国の制度では25年、ドイツの制度では5年とされている。）の計算に当たっては、他方の締約国の保険期間と通算することにより、当該一方の締約国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても受給権の確立を図る。
- 7 我が国の障害年金及び遺族年金（注・初診日又は死亡日が我が国の年金保険制度加入中であることが受給権確立の要件とされている。）については、ドイツの保険期間中の保険事故も、我が国の年金保険制度加入中の保険事故とみなして、受給権の確立を図る。
- 8 年金額の計算に当たっては、原則として相手国の保険期間は考慮せず、それぞれの国内法の規定に従って自国の保険期間に応じた額を支給する。
- 9 前記の例外として、我が国の場合は、この協定により初めて給付を受けることができるようになる一部の給付については、給付額が我が国の保険期間に対応した額となるように我が国の保険期間とドイツの保険期間の比率で按分する等の計算を行う。
- 10 一方の締約国の法令による給付の申請等が他方の締約国の保険者等に対して提出された場合、当該申請等は、その提出の日当該一方の締約国の保険者等に提出されたものとみなす。
- 11 この協定の実施のため、一方の締約国の保険者等は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報を当該一方の締約国の法令等に従って他方の締約国のこれらの機関に伝達する。当該個人に関する情報は保護される。
- 12 この協定の解釈又は適用に関して紛争が生ずる場合には、交渉により友好的に当該紛争を解決するよう努め、交渉により解決できない場合には、仲裁裁判所に決定のため付託する。
- 13 この協定は、発効後無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合は、その通告が行われた月の後12箇月日の月の末日まで効力を有する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要 旨】

本法律案は、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、統合幕僚会議の所掌事務を改め、陸上自衛隊の部隊として旅団を置き、及び海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができることとし、並びに任期付研究員制度を導入するとともに外国人の教育訓練の受託に関する制度を充実させ、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

- (1) 第13師団の旅団化及び第6師団の改編等に伴い、陸上自衛官の定数を5,141人減員して17万2,866人に、政府専用機の運航安全に万全を期するために航空自衛官の定数を29人増員して4万7,236人に、統合幕僚会議の機能充実及び情報本部の所要の要員確保のため統合幕僚会議に所属する自衛官の定数を34人増員して1,426人とし、全体としての自衛官の定数を5,078人減員して26万7,280人とする。
- (2) 出動時（防衛出動及び治安出動）以外においても自衛隊の統合運用が必要な場合に統合幕僚会議が防衛庁長官を補佐することができる。
- (3) 統合幕僚学校において外国人の教育訓練を受託することができる。

2 自衛隊法の一部改正

- (1) 陸上自衛隊の部隊として新たに旅団の編成等を定めるとともに、第13師団を第13旅団（司令部は広島県海田市駐屯地）に改編する。
- (2) 出動時以外の統合部隊の運用についての指揮命令に関し、統合幕僚会議が防衛庁長官を補佐する場合にはその運用に係る長官の指揮は統合幕僚会議議長を通じて行う。
- (3) 海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができる。
- (4) 新たに任期付研究員を導入し、その任期、任用手続等を定める。
- (5) 即応予備自衛官の員数を2,006人増員し、3,379人とする。
- (6) 教育訓練の委託を受けた外国人を支援するため給付金を支給することができる。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

任期付研究員の給与に関し必要な事項を定める。

- 4 本法律は、平成11年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、任期付研究員制度の導入、外国人の教育訓練の受託に関する制度の充実に係る規定は公布の日から、海上自衛隊の補給本部に係る規定は平成10年12月31日までの間において政令で定める日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在ユーゴスラヴィア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ユーゴスラヴィア連邦共和国日本国大使館及びユーゴスラヴィア連邦共和国に、在西サモア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在サモア日本国大使館及びサモアに、在コンゴ日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在コンゴ共和国日本国大使館及び

- コンゴ共和国に、在ザイール日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在コンゴ民主共和国日本国大使館及びコンゴ民主共和国に変更する等の規定の整備を行う。
- 2 在デンヴァー日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
 - 3 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
 - 4 研修員手当の手当額を改定する。
 - 5 この法律は、平成10年4月1日から施行する。ただし、在デンヴァー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要 旨】

この法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、「国際的な選挙監視活動」、「人道的な国際救援活動のための物資協力」及び「武器の使用」の3点に関し、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際連合平和維持活動等に対する協力の対象に国際的な選挙監視活動を加え、国際的な選挙監視活動のための国際平和協力業務の実施及び物資協力を行うことができることとする。
- 2 人道的な国際救援活動のための物資協力に関して、当該活動が国際連合難民高等弁務官事務所等の一定の国際機関によって実施される場合には、停戦合意が存在しない場合であってもこれを行うことができることとする。
- 3 部隊として国際平和協力業務に従事する自衛官等の武器等の使用について、現場に上官が在るときは、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、当該上官の命令を受けるとまがない場合を除き、その命令によらなければならないこととする。
- 4 現場に在る上官は、統制を欠いた武器等の使用が自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器等の使用が自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛するという目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。
- 5 この法律は、公布の日から施行する。ただし、武器等の使用に係る改正規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条約(18件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	10. 2. 24	10. 3. 19	10. 3. 31 承認	10. 3. 31 承認	10. 3. 13 外務	10. 3. 18 承認	10. 3. 19 承認
2	大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	2. 24	3. 19	3. 31 承認	3. 31 承認	3. 13 外務	3. 18 承認	3. 19 承認
3	1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	2. 24	3. 19	3. 31 承認	3. 31 承認	3. 13 外務	3. 18 承認	3. 19 承認
4	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	参	2. 24	3. 19	3. 31 承認	3. 31 承認	4. 17 外務	4. 24 承認	4. 28 承認
5	原子力の平和的利用における協力のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 6	4. 15	4. 23 承認	4. 24 承認	3. 27 外務	4. 10 承認	4. 14 承認
6	漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	4. 21 (予備)	4. 28 承認	4. 30 承認	4. 14 外務	4. 17 承認	4. 21 承認
7	民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	4. 15	4. 23 承認	4. 24 承認	4. 1 外務	4. 10 承認	4. 14 承認
8	国際民間航空条約の改正に関する1984年5月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	5. 15	5. 21 承認	5. 22 承認	4. 23 外務	5. 13 承認	5. 14 承認
9	国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	5. 15	5. 21 承認	5. 22 承認	4. 23 外務	5. 13 承認	5. 14 承認
10	車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	4. 30	5. 12 承認	5. 13 承認	4. 17 外務	4. 24 承認	4. 28 承認
11	航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	3. 6	3. 19	3. 31 承認	3. 31 承認	4. 23 外務	5. 13 承認	5. 14 承認
12	航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	3. 19	3. 31 承認	3. 31 承認	4. 23 外務	5. 13 承認	5. 14 承認
13	航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	3. 19	3. 31 承認	3. 31 承認	4. 23 外務	5. 13 承認	5. 14 承認

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	10. 3. 6	10. 3. 19	10. 3. 31 承認	10. 3. 31 承認	10. 4. 23 外務承認	10. 5. 13 承認	10. 5. 14 承認
15	1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年3月19日にジュネーブで改正された1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 9	4. 30	5. 12 承認	5. 13 承認	4. 17 外務承認	4. 24 承認	4. 28 承認
16	サービスの貿易に関する一般協定の第5議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 10	5. 19	5. 21 承認	5. 22 承認	5. 12 外務承認	5. 15 承認	5. 19 承認
17	国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	4. 10	5. 19	5. 21 承認	5. 22 承認	5. 12 外務承認	5. 15 承認	5. 19 承認
19	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	4. 24	4. 30	5. 12 承認	5. 13 承認	5. 14 外務承認	5. 20 承認	5. 21 承認

・ 内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※ 24	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 6	10. 4. 10	10. 4. 16 可決	10. 4. 17 可決	10. 3. 17 安全保障	10. 4. 2 可決	10. 4. 3 可決
				○10. 4. 10 参本会議趣旨説明 ○10. 3. 17 衆本会議趣旨説明					
※ 27	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 6	3. 18	3. 31 可決	3. 31 可決	3. 11 外務	3. 13 可決	3. 17 可決
90	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 13	5. 20	6. 4 可決	6. 5 可決	4. 30 安全保障	5. 14 可決	5. 15 可決
				○10. 5. 20 参本会議趣旨説明 ○10. 4. 30 衆本会議趣旨説明					

(5) 委員会決議

—— 世界的な核廃絶推進の行動を求める決議 ——

本日、本委員会は、インド及びパキスタンの地下核実験がもたらした核をめぐる危機的状況を踏まえ、緊急に橋本内閣総理大臣の出席を求めて所見を聴取し、参考人を招致して質疑を行った。

質疑を通じて我々は、核の脅威を深く憂慮し、特に核保有国による核廃絶の動きが遅々として進展しない状況はもはや看過できない事態であることを確認した。本委員会は、何よりも核保有国が核軍縮交渉の義務を誠実かつ迅速に実行して核廃絶への道を具体的に示すこと、また、インド、パキスタン等の潜在的核保有国が核開発を直ちに放棄するよう強く求めるものである。

このため政府は、唯一の原爆被爆国であり、非核三原則を国是とする非核国家日本として非核政策の確立に一層努めるとともに、来るべき21世紀を非核の時代とすべく、核廃絶に向けた国際世論の再構築と、核兵器廃絶の実現のためあらゆる具体的行動を強力に推進するよう特段の努力を尽くすべきである。特に、当面、地域紛争と核開発との連関に着目し、南アジアの安全保障の確立をめざし、インド、パキスタン両国間の対話及び多国間の協議を積極的に支援していくよう求める。

右決議する。